

# あなたの住宅は安全ですか？

## 住宅耐震改修等補助制度のご案内

市の補助制度を使って耐震診断、耐震改修を！



春日部市では、ご自宅の耐震診断及び耐震改修工事を受けられる方に、これらに要する費用の一部を補助します。

制度の概要については以下のとおりです。

### 補助対象建築物（抜粋）

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手し、建築された

- ・住宅（一戸建て住宅、長屋及び店舗等の用途を兼ねるもので、本人が所有かつ、居住）
- ・戸建て空家（居住されないことが常態である住宅であり、本人が所有）
- ・分譲マンション（階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物で、全戸数の過半以上に居住があり、耐震実施について合意されたもの）

	耐震診断	耐震改修工事
補助率	2/3	23%
補助限度額	○住宅（一戸建て住宅・店舗兼用） 上限 5万円/1棟 ※ 65歳以上の方が居住者に含まれる場合、さらに5万円上乘せ	○住宅（一戸建て住宅・店舗兼用） 上限 40万円/1棟 ※ 65歳以上の方が居住者に含まれる場合、さらに20万円上乘せ
	○住宅（長屋） 上限 100万円/1棟 ※ 住戸の戸数に5万円を乗じた額と比較し、低い額が補助対象	○住宅（長屋） 上限 200万円/1棟
	○戸建て空家 上限 5万円/1棟	○戸建て空家 上限 40万円/1棟
	○分譲マンション 上限 100万円/1棟	○分譲マンション 上限 200万円/1棟

【補助要件】

●耐震診断

※ 住宅・戸建て空家

- 原則として建築士事務所（市内に所在する建築士会、建築士事務所協会等の団体に所属している建築士事務所）に所属している建築士（診断資格者）が行うものであること。
- 一般財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準により、建築物の地震に対する安全性を評価したものであること。なお、当該建築物が木造以外の場合にあつては、耐震診断の実施後、耐震判定委員会等の判定を受けたものであること。

※ 分譲マンション

- 耐震診断の実施後、耐震判定委員会等の判定を受けたものであること。

●耐震改修

※ 住宅・戸建て空家・分譲マンション（共通）

次のいずれにも該当するもの

- ① 原則として市内に営業所を有する建設業法の許可を受けている建設業者が行うものであること。
- ② 診断資格者（住宅・戸建て空家）及び1級建築士（分譲マンション）が耐震補強設計及び工事監理を行ったものであること。
- ③ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。（耐震性を表す  $I_s$  値（鉄骨造等）が0.6未満のもの又は  $I_w$  値（木造）が1.0未満のもの。）

※ 分譲マンション

次のいずれにも該当するもの

- ① 建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
- ② 耐震補強設計について、耐震判定委員会等の判定を受けたものであること。

- ◎ 申請にあたっては、事前相談が必要になりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

春日部市 建築課 建築総務担当

電話：048-736-1111(代)

内線：3617・3618